

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課ほか

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

- ・ 介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について
- ・ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について

計26枚（本紙を除く）

Vol.280

平成24年4月6日

厚生労働省老健局介護保険計画課ほか

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（介護保険計画課内線2164、2260）
FAX：03-3503-2167（振興課内線3937）

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について

本日、「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第131号）」が公布されたところであるが、この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 改正の趣旨

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行により、「介護予防・日常生活支援総合事業（改正法による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「新介護保険法」という。）第115条の45第6項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下「総合事業」という。）」が創設されることに伴い、当該総合事業を実施する市町村において、地域支援事業に要する費用の予想額が新介護保険法第115条の45第4項に規定する地域支援事業に係る政令で定める額の範囲を超える見込みがある場合に、個別に厚生労働大臣が認める額の範囲で行うことができるようにするため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）において所要の改正を行うこと。

第二 改正の内容

一 給付見込額の算定方法について

政令第37条の13に規定する給付見込額は、総合事業を実施する市町村にあつては、当該事業を行わないこととしたならば介護給付等に要することとなる費用の額に基づいて算定するものとする（第37条の13第2項関係）。

二 次の1及び2に掲げる市町村にあつては、新介護保険法第115条の45第4項に規定

する政令で定める額は、1又は2に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ次の1又は2に定める額とすることができることとすること（第37条の13第3項関係）。

- 1 給付見込額に100分の1.5を乗じて得た額が300万円に満たない市町村 地域支援事業（介護予防等事業を除く。）にあつては300万円（介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の1.5を乗じて得た額）
- 2 総合事業を実施する市町村（厚生労働大臣が特に必要であると認めるものに限る。） イ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の3を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の2を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業にあつては給付見込額に100分の3を乗じて得た額（介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の3を乗じて得た額から地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に要する費用の額を控除して得た額）
ロ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の3を乗じて得た額を超える市町村 (1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の2を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業にあつては給付見込額に100分の4を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額（介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の2を乗じて得た額）
(2) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の2を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業にあつては給付見込額に100分の4を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額（介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の3を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額）

第三 施行期日

公布の日から施行すること（附則第1項関係）。ただし、平成23年以前における政令で定める額は、なお従前の例によることとすること（附則第2項関係）。

別添

◎介護保険法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地域支援事業の額）</p> <p>第三十七条の十三 法第百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）次項において同じ。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防等事業（法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防等事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 給付見込額は、法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行う市町村について前項の規定を適用する場合においては当該事業を行わないこととしたならば介護給付等に要することとなる費用の額に基づいて算定するものとし、法第百二十一条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして</p>	<p>（地域支援事業の額）</p> <p>第三十七条の十三 法第百十五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画（法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に定める介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の見込量等に基づいて算定した各年度の介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の予想額（以下この条において「給付見込額」という。）に百分の三（法第百十五条の四十五に規定する地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）のうち介護予防等事業（法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び地域支援事業（介護予防等事業を除く。）については、それぞれ百分の二）を乗じて得た額とする。</p> <p>2 法第百二十一条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合には、給付見込額は、法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして算定するものとする。</p>

算定するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市町村にあっては、法第百十五條の四十五第四項に規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とすることができる。

一 給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村 地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は三百万円とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額

二 前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、法第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行うもの（厚生労働大臣が被保険者の住み慣れた地域における自立した日常生活の支援に資するため同條第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが特に必要であると認める市町村に限り、地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村を除く。） イ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額から地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に要する費用の額を控除して得た額

ロ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超える市町村 (1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百

3

第一項の規定にかかわらず、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村にあっては、地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は、これを三百万円とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は、給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額とすることができる。

分の二を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の二を乗じて得た額

(2) 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行
について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」については、平成23年6月22日に公布され、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行することとされている。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「地域の自主性及び自立性を高めるための改革整備法」という。）」については、平成23年5月2日に公布され、この法律のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に係る部分は、平成24年4月1日から施行することとされている。

さらに、これらの施行のため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）等の関係法令がすでに制定されているところであるが、「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第131号）」が本日公布及び施行されたところである。

これらの改正の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 改正の趣旨

我が国の介護保険制度については、制度施行後10年が経過し、サービスの利用者数

が施行当初の約3倍となるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着している。一方で、今後の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっている。このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要である。このため、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスの創設、介護福祉士や研修を受けた介護職員によるたんの吸引等の実施、介護療養型医療施設の転換期限の延長、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期、有料老人ホーム等における利用者保護規定の創設、市民後見人の育成の推進等の所要の改正を行うこととした。

第二 改正の内容

第1 介護保険法等の一部改正

一 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないものとする。こと。（法第5条第3項関係）

二 認知症に関する調査研究の推進等

国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。こと。（法第5条の2関係）

三 新たなサービスの創設

1 地域密着型サービスへの追加

地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加するものとする。こと。指定地域密着型サービス事業者から、これらのサービスを受けたときは、地域密着型介護サービス費を支給するものとする。こと。（法第8条第14項及び第42条の2第2項関係）

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(1) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次のいずれかに該当するものをいうものとする。こと。（法第8条第15項関係）

ア 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、

その者の居宅において、介護福祉士その他法第8条第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた居宅要介護者についてのものに限る。

イ 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他法第8条第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

(2) 居宅要介護者について行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものは、入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とすること。(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第17条の2関係)

(3) 療養上の世話又は必要な診療の補助を行う看護師その他厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とすること。(施行規則第17条の2の2関係)

(4) 主治医が療養上の世話又は必要な診療の補助の実施を判断する際の基準として厚生労働省令で定める基準について、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとすること。(施行規則第17条の2の3関係)

3 複合型サービス

(1) 「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいうものとすること。(法第8条第22項関係)

(2) 複合型サービスの組合せは訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合せとすること。(施行規則第17条の10及び第65条の3の2関係)

四 指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設

都道府県は、居宅サービスを行った者等に対して行う質問等について、当該事務

を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定する指定都道府県事務受託法人に委託できるものとする。 (法第24条の3関係)

1 指定都道府県事務受託法人の指定

(1) 指定都道府県事務受託法人の指定は、都道府県事務 (法第24条の3第1項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。) を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所ごとに行うこと。 (介護保険法施行令 (平成10年政令第412号。以下「施行令」という。) 第11条の7関係)

(2) 都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人の指定の申請があった場合において、以下のアからエまでに掲げる基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき等に該当するときは指定してはならないこと。 (施行令第11条の7関係)

ア 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

イ 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ウ 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

エ アからウまでの規定のほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。 (施行規則第34条の14関係)

(3) 指定都道府県事務受託法人の指定を受けようとする者は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地等を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならないこと。 (施行規則第34条の15関係)

2 指定都道府県事務受託法人の名称の変更

指定都道府県事務受託法人は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地その他 (1) に掲げる事項を変更しようとするとき、又は当該都道府県事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、次の (1) 及び (2) に掲げるところにより、その30日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。 (施行令第11条の8関係)

(1) 指定都道府県事務受託法人は、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名等に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を所管する都道府県知事に届け出なければならないこと。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

(2) 法第24条の3第1項各号に掲げる事務 (以下「都道府県事務」という。) の廃止、休止又は再開については、指定居宅介護支援事業者の規定を準用すること。 (施行規則第34条の16関係)

3 指定都道府県事務受託法人による報告

都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認め

るときは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができること。（施行令第11条の9関係）

4 指定の取消し等

都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人が1の(2)アからエまでに掲げる基準に従って適正な都道府県事務の運営をすることができなくなったとき等に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができること。（施行令第11条の10関係）

5 指定等の公示

(1) 都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人の指定をしたとき等の場合には、その旨を公示しなければならないこと。（施行令第11条の11関係）

(2) 都道府県が都道府県事務を委託したとき又は委託を終了するときに公示する事項について、当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地、指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、委託開始の予定又は委託終了の年月日及び都道府県事務の内容とすること。（施行規則第34条の17関係）

6 指定都道府県事務受託法人の管理者

指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならないこと。（施行規則第34条の18関係）

7 身分を証する書類の携行

指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならないこと。（施行規則第34条の19関係）

8 苦情処理

指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行った者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であった者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないこと。また、当該苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならないこと。（施行規則第34条の20関係）

9 記録の整備

指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならないこと。また、実施した都道府県事務の内容等の記録及び8の苦情の内容等の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないこと。（施行規則第34条の21関係）

五 市町村及び都道府県による主体的な取組の推進

1 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の支給に関する事項

(1) 市町村は、地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準（厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成24年厚生労働省告示第119号））により算定した額を

限度として、当該市町村が定める額を当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができるものとする。 (法第42条の2第4項関係)

- (2) 地域密着型介護予防サービス費についても、(1)と同様の取扱いとすることができるものとする。 (法第54条の2第4項関係)

2 指定居宅サービス事業者の指定に係る市町村長との協議に関する事項

- (1) 市町村長は、次のア及びイのいずれにも該当する場合は、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護の指定について、市町村介護保険事業計画で定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスをいう。以下この2において同じ。）の見込量の確保のため必要な協議を求めることができるものとし、当該都道府県知事は、その求めに応じるものとする。 (法第70条第7項関係)

ア 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を行う事業所が当該市町村の区域にある場合及び当該市町村長が定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について公募指定に係る公募を行っている場合

イ 訪問介護、通所介護の量が市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している等の場合

- (2) 市町村長は、市町村協議を求めるときは、居宅サービスの種類、当該協議の対象となる区域その他当該協議を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならないこと。 (施行規則第126条の9関係)

- (3) 都道府県知事は、市町村長との協議の結果に基づき、以下のア及びイに掲げる基準に従って、当該居宅サービスの指定をしないこととし、又は指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができるものとする。 (法第70条第8項関係)

ア 居宅サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること

イ 必要に応じて、指定居宅サービス事業者の指定の申請を行う者から意見を聴取すること (施行規則第126条の10関係)

3 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定手続の簡素化に関する事項

- (1) 市町村長間の協議により事前の同意があるときは、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の指定に当たって、法第78条の2第4項第4号の所在地市町村長の同意を要しないものとする。 (法第78条の2第9項関係)

- (2) (1)により法第78条の2第4項第4号の所在地市町村長の同意が不要とされた場合であって、同条第1項の申請に係る事業所について、次のア又は

イに掲げるときは、それぞれア又はイに定める時に、当該申請者について、同項の申請を受けた市町村長（以下「被申請市町村長」という。）による指定があったものとみなすものとする。 （法第78条の2第10項関係）

ア 所在地市町村長が指定をしたとき 当該指定がされた時

イ 所在地市町村長による指定がされているとき 被申請市町村長が申請を受けた時

- (3) 地域密着型介護予防サービス事業所の指定手続についても、(1)及び(2)と同様の取扱いとすることができるものとする。 （法第115条の12第7項関係）
- (4) 市町村の区域の外にあって当該市町村から地域密着型介護サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者が申請書又は書類を提出する際、当該指定の申請を受けた市町村長と当該事業所の所在地の市町村長との協議により、所在地市町村長の同意を得ている場合であって、申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等の記載を要しないと当該指定の申請を受けた市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しないこと。 （施行規則第131条の2の2等関係）

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る公募指定に関する事項

- (1) 市町村長は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスをいう。以下この4において同じ。）の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）中は、公募により指定を行うことが適当な区域として定める区域に所在する事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を、公募により行うものとする。 （法第78条の13第1項関係）
- (2) 市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る指定地域密着型サービス事業者の指定については、法第78条の2の規定は適用しないものとする。 （法第78条の13第2項関係）
- (3) 公募指定（(1)により行われる指定をいう。以下同じ。）は、市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類及び当該種類に係る事業を行う事業所ごとに行い、当該公募指定をする市町村の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有するものとする。 （法第78条の14第1項関係）
- (4) 市町村長は、公募指定に当たっては、以下のアからエまでに掲げる基準に従い、公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。 （法第78条の14第2項関係）

ア 市町村長は、選考基準を設け、当該基準を公表するとともに、当該基準に基づいて選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定すること。

イ 市町村長は、公募を行う旨を公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知すること。

ウ 市町村長は、応募の受付期間を十分に確保すること。

エ 市町村長は、選考の結果、指定地域密着型サービス事業者を決定しなかったときは、当該選考後一定期間内に再度公募を行うこと。（施行規則第131条の15関係）

(5) 法第78条の2第4項（第4号、第6号の2、第10号及び第12号を除く。）、第6項（第1号の2、第3号の2、第3号の4及び第4号を除く。）等の規定は、公募指定について準用するものとする。こと。（法第78条の14第3項関係）

(6) 公募指定の有効期間は、6年を超えない範囲内で市町村長が定める期間とすること。（法第78条の15第1項関係）

六 介護サービス事業者の労働法規の遵守に関する事項

1 都道府県知事又は市町村長は、次のいずれかに該当する者については、介護サービス事業者の指定等をしてはならないものとする。こと。（法第70条第2項、第78条の2第4項、第79条第2項、第86条第2項、第94条第3項、第115条の2第2項、第115条の12第2項及び第115条の22第2項関係）

(1) 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律により納付義務を負う保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している者

2 都道府県知事又は市町村長は、介護サービス事業者が1(1)に該当するに至った場合には、指定の取消し等を行うことができるものとする。こと。（法第77条第1項、第78条の10、第84条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第115条の9第1項、第115条の19及び第115条の29関係）

3 法第70条第2項第5号の2等において指定居宅サービス事業者等の欠格事由として規定される労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）で定める規定のうち、賃金の支払等に係るものとする。こと。（施行令第35条の3関係）

七 介護サービス情報の公表に関する事項

1 都道府県知事は、介護サービス事業者から報告された介護サービス情報を公表するとともに、必要と認める場合に調査を行うことができるものとする。こと。（法第115条の35第2項及び第3項関係）

2 調査事務及び情報公表事務に係る手数料について、指定調査機関及び指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができる旨の規定を削除するこ

と。(法第115条の36第3項及び第115条の42第3項関係)

- 3 都道府県知事は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報であって都道府県知事が定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。 (法第115条の44関係)
- 4 介護サービス事業者からの報告を受けた都道府県知事の当該事業者に対する調査が任意化された趣旨を踏まえ、介護サービスの区分ごとに報告の必要性を判断する仕組みを廃止すること。(施行規則第140条の44関係)
- 5 都道府県知事は、介護サービス事業所から報告を受けて、内容を公表するものとする。ただし、報告後に調査を行う場合には、調査の結果を公表することをもって、報告の内容を公表したものとするができることとすること。(施行規則第140条の46関係)
- 6 都道府県知事が法第115条の35第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときに調査を行うことができる介護サービス情報は、施行規則別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する情報とすること。(施行規則第140条の47関係)
- 7 調査の実施に当たっては、都道府県が定める指針に従い行うものとする。 (施行規則第140条の47の2関係)
- 8 調査事務を実施するに当たって、厚生労働省令で定められている調査の方法に代えて、都道府県知事が定める方法によることができることとすること。(施行規則第140条の51関係)
- 9 調査事務を行う指定調査機関に係る調査事務規定の記載事項について、手数料の収納の方法に関する事項を削除すること。(施行規則第140条の53関係)

八 介護予防・日常生活支援総合事業の創設

- 1 市町村は、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として、介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防事業(法第115条の45第1項第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。)、介護予防ケアマネジメント事業(同項第2号に掲げる事業)及び(1)から(3)までに掲げる事業をいう。以下同じ。)を行うことができるものとする。 (法第115条の45第2項等関係)
 - (1) 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるもの(指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス等を受けている居宅要支援被保険者については、当該指定介護予防サービス等と同じ種類の介護予防サービス等を除く。)を行う事業
 - (2) 被保険者(第1号被保険者及び要支援者である第2号被保険者に限る。)の地域での自立した日常生活の支援のための事業であって、介護予防事業及び(1)に掲げる事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして次のアからウまでに掲げるもの

- ア 栄養改善を目的とした配食
 - イ 自立した日常生活の支援を目的とした定期的な安否確認・緊急時の対応
 - ウ その他地域の実情に応じつつ、予防サービスと一体的に行われることにより、介護予防・日常生活支援に資するサービス（施行規則第140条の62の4関係）
- (3) 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援等を受けている者を除く。）の介護予防のため、(1)及び(2)に掲げる事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
- 2 1の(1)から(3)までに掲げる事業は、次の(1)から(4)までに掲げる基準に従って行うものとし、実施する場合には、1の(1)から(3)までに掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならないものとする。
- (1) 総合事業の対象となる要支援者については、市町村又は地域包括支援センターにおいて、その要支援者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切なケアマネジメントに基づき決定すること。
 - (2) サービスに従事している者（以下「サービス従事者」という。）の清潔の保持・健康状態管理のための対策が講じられていること。
 - (3) サービス従事者又はサービス従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者や利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
 - (4) サービスの実施により事故が発生した場合に、以下の措置を講じる旨及びその実施方法を定めていること。
 - ア 事故発生時は、利用者の家族・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
 - イ 事故の状況・事故に際して採った処置を記録すること。
 - ウ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。（施行規則第140条の62の3関係）
- 3 厚生労働大臣は、介護予防・日常生活支援総合事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。（法第115条の45第6項関係）
- 4 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち1の(1)から(3)までに掲げる事業については、当該事業を適切に実施できるものとして次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合する者（1の(3)に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。）に対して、当該事業の実施を委託することができるものとする。（法第115条の47第5項関係）
- (1) サービス従事者の清潔の保持・健康状態管理のための対策が講じられていること。
 - (2) サービス従事者又はサービス従事者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者や利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

- (3) サービスの実施により事故が発生した場合に、以下の措置を講じる旨及びその実施方法を定めていること。
- ア 事故発生時は、市町村・利用者の家族・地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
 - イ 事故の状況・事故に際して採った処置を記録すること。
 - ウ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。(施行規則第140条の69関係)
- 5 3により1の(3)に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、次の(1)から(3)までに掲げるところにより、その事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。 (法第115条の47第6項関係)
- (1) 受託者が法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の委託を行う際には次に掲げる事項を市町村長へ届け出ること。
- ア 委託をしようとする事業所の名称及び所在地
 - イ 委託をしようとする事業の内容
 - ウ 委託をしようとする期間
- (2) アに掲げる事項の変更を行う場合には、その旨を市町村長に届け出ること。
- (3) 受託者が当該事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供すること (施行規則第140条の70関係)
- 6 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、その実施を委託した場合には、受託者に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。 (法第115条の47第7項並びに第176条第1項第2号及び第2項第3号関係)
- 7 介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用負担は、予防給付(介護予防特定施設入居者生活介護に係るものを除く。)及び介護予防事業と同様とすること。(法第122条の2、第126条等関係)
- 8 利用料
- 総合事業の利用料に関する事項は、市町村が定めるものとする。 (施行規則第140条の72関係)
- 9 法第115条の45第4項に規定する政令で定める額は、次の(1)及び(2)に掲げる市町村にあつては、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ次の(1)又は(2)に定める額とすることができることとする。 (施行令第37条の13第3項関係)。
- (1) 給付見込額に100分の1.5を乗じて得た額が300万円に満たない市町村 地域支援事業(介護予防等事業を除く。)にあつては300万円(介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の1.5を乗じて得た額)
- (2) 総合事業を実施する市町村(厚生労働大臣が特に必要であると認めるものに限る。) ア又はイに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
- ア 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の3を乗じて得た額を超えず、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込

額に100分の2を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業にあつては給付見込額に100分の3を乗じて得た額(介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の3を乗じて得た額から地域支援事業(介護予防等事業を除く。)に要する費用の額を控除して得た額)

- イ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の3を乗じて得た額を超える市町村 ①又は②に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める額
- ① 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の2を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業にあつては給付見込額に100分の4を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額(介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の2を乗じて得た額)
- ② 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に100分の2を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業にあつては給付見込額に100分の4を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額(介護予防等事業にあつては給付見込額に100分の3を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額)

九 地域包括支援センターの機能強化

- 1 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者との連携に努めなければならないものとする。 (法第115条の4第5項関係)
- 2 市町村は、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該事業を委託するものとする。 (法第115条の4第1項関係)
- 3 地域包括支援センターが実施する事業について、居宅要支援被保険者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域包括支援センターのその他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業を追加すること。(施行規則第140条の6第4関係)

十 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直し

- 1 市町村介護保険事業計画において、認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項等について定めるよう努めるものとする。 (法第117条第3項関係)
- 2 市町村は、当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。 (法第117条第5項関係)

係)

- 3 市町村介護保険事業計画は、居住に関する事項を定める計画と調和が保たれたものでなければならないものとし、都道府県介護保険事業支援計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものでなければならないものとする。こと。（法第117条第7項及び第118条第6項関係）

十一 財政安定化基金の特例

- 1 都道府県は、平成24年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができるものとする。こと。（法附則第10条第1項関係）
- 2 都道府県は、財政安定化基金を取り崩したときは、保険料率の増加の抑制を図るため、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付しなければならないものとする。こと。また、取り崩した額の3分の1に相当する額については、国に納付しなければならないものとする。こと。（法附則第10条第2項及び第3項）
- 3 国は納付された額に相当する額を、都道府県はその取り崩した額から市町村に交付した額及び国に納付した額の合計額を控除した額に相当する額を、それぞれ介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする。こと。（法附則第10条第4項及び第5項）

十二 その他

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、申請者の法人格の有無に係る基準の条例委任、指定介護老人福祉施設等の入所定員に係る基準の条例委任及び市町村介護保険事業計画等の記載事項の努力義務化等を行う。こと。（詳細は第8において記載）
- 2 保険料段階第3段階の特例（施行令附則第14条関係）
 - (1) 市町村は、施行令第38条第1項第3号イに掲げる者のうち、平成23年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が120万円以下である第1号被保険者の平成24年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。）については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（以下「特例標準割合」という。）を定めることができる。こと。
 - (2) 市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第1号被保険者に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。こと。
 - (3) (1)及び(2)の規定は、平成25年度及び平成26年度における保険料率の算定に関する基準について準用すること。
 - (4) 市町村は、(1)の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収

納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。

- (5) 市町村が施行令第39条第1項第3号イの規定に基づき特例標準割合を下回る割合を定める場合であっても(1)から(4)までの規定と同様の措置をとることができることとする。
- 3 保険料段階第4段階の特例（施行令附則第15条関係）
 - (1) 市町村は、施行令第38条第1項第4号イに掲げる者のうち、平成23年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が80万円以下である第1号被保険者の平成24年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかわらず、特例標準割合を定めることができることとする。
 - (2) 2(2)から(5)までの規定と同様の規定を定めること。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 老人福祉法の一部改正

一 事業及び市町村老人福祉計画等に関する事項

- 1 老人居宅生活支援事業、市町村老人福祉計画等に関する規定を介護保険法の改正内容に沿って整理すること。（老人福祉法第5条の2、第20条の8第3項等関係）
- 2 複合型サービス福祉事業を老人居宅生活支援事業に位置付けること。（老人福祉法第5条の2第7項関係）
- 3 老人福祉法に基づく複合型サービス福祉事業は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスのうち、小規模多機能型居宅介護にかかるものとする。（老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の6の2関係）

二 有料老人ホーム等の利用者保護

- 1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者及び有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならないものとする。（老人福祉法第14条の4第1項及び第29条第6項関係）
- 2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者及び有料老人ホームの設置者は、前払金を受領する場合においては、入居日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならないものとする。（老人福祉法第14条の4第3項及び第29条第8項関係）

三 後見等に係る体制の整備等

- 1 市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成等及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（老人福

祉法第32条の2第1項関係)

- 2 都道府県は、市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めるものとする。 (老人福祉法第32条の2第2項関係)

四 その他

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、市町村老人福祉計画等の記載事項の努力義務化等を行うこと。(詳細は第8において記載)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 社会福祉法の一部改正

複合型サービス福祉事業を第2種社会福祉事業とすること。(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第4号関係)

第4 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正

- 一 介護療養型医療施設について、平成24年4月1日の時点で指定を受けているものについては、平成30年3月31日までの間、介護療養型医療施設に係る規定は、なおその効力を有するものとする。 (健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

※ なお、平成24年度以降も存続する介護療養型医療施設について、以下に掲げる改正を行うこととしたこと。(介護サービスの基盤強化のための健康保険法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第37条、介護サービスの基盤強化のための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第13条及び介護サービスの基盤強化のための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)附則第20条関係)

- ・ 指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設(法第24条の3、第205条、第208条及び第213条)
- ・ 指定の欠格事由への労働法規及び労働保険料に係る事項の追加(法第107条第3項)
- ・ 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直し(法第117条及び第118条)
- ・ 介護サービス情報の報告及び公表に関する事項の見直し(法第115条の35、第115条の36、第115条の42及び第115条の44)
- ・ 大都市特例の創設(第203条の2)

第5 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

一 介護福祉士による喀痰吸引等の実施

- 1 介護福祉士は、喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日

常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行うことを業とするものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項関係）

なお、厚生労働省令においては、喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）を定める予定であること。

- 2 介護福祉士は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができるものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2第1項関係）

二 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施

- 1 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができるものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項関係）
- 2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができないものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項関係）

三 登録研修機関

都道府県知事は、登録を申請した者が喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること等の要件の全てに適合しているときは、登録研修機関の登録をしなければならないものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法附則第8条第1項関係）

四 喀痰吸引等業務等の登録

- 1 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等又は特定行為の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び附則第20条第1項関係）
- 2 都道府県知事は、登録を申請した者が医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること等の要件の全てに適合しているときは、登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録をしなければならないものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の5及び附則第20条第2項関係）

五 その他

- 1 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際必要な知識及び技能の修得を終えている特定行為について、喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けた者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証を交付することができるものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第14条関係）
- 2 登録研修機関及び登録特定行為事業者の登録並びに喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定の手続については、施行日前においても行うことができるものとする。こと。（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第15条関係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第7 改正法の経過措置等

改正法の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

第8 地域の自主性及び自立性を高めるための改革関連の介護保険法及び老人福祉法の改正

一 介護保険法の一部改正

※ 条例の制定が必要となる改正事項（1から3まで）については、平成24年4月1日から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が置かれている。

- 1 申請者の法人格の有無に係る基準の条例委任《改正法により改正》
 - (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を、条例（制定主体は指定権者）に委任すること。条例については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。こと。（法第70条第2項第1号及び第3項、第78条の2第4項第1号及び第5項、第115条の2第2項第1号及び第3項並びに第115条の12第2項第1号及び第3項関係）
 - ア 指定居宅サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を都道府県（指定都市又は中核市）が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでないこと。（施行規則第126条の4の2関係）

イ 指定地域密着型サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を市町村が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとする。こと。（施行規則第131条の10の2関係）

ウ 指定介護予防サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を都道府県（指定都市又は中核市）が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとする。こと。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでないこと。（施行規則第140条の17の2関係）

エ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を市町村が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとする。こと。（施行規則第140条の27の2関係）

2 事業者及び施設の指定基準の条例委任《地域の自主性及び自立性を高めるための改革整備法により改正》

- (1) 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの人員基準及び設備・運営に関する基準を条例（制定主体は指定権者）に委任すること。

条例を定めるに当たっては、アからエまでの事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、オについては厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものとする。こと。（法第42条第1項及び第2項、第54条第1項及び第2項、第74条第1項から第3項まで、第78条の4第1項から第3項まで、第115条の4第1項から第3項まで並びに第115条の14第1項から第3項まで関係）

ア 指定居宅サービス等に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

イ 指定居宅サービス等の事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

ウ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

エ 指定居宅サービス等の事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者等のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

オ 指定居宅サービス等の事業（ウに規定する事業を除く。）に係る利用定員

- (2) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の人員基準（介護老人保健施設の医師及び看護師に係るものを除く。）及び設備・運営基準（介護老人保健施設の療養室、診察室及び機能訓練室に係るものを除く。）を条例（制定主体は指定権者）に委任すること。

条例を定めるに当たっては、アからウまでの事項については厚生労働省令で

- 定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものとする。 (第88条第1項から第3項まで、第97条第1項から第4項まで及び第110条第1項から第3項まで関係)
- ア 指定介護福祉施設サービス等に従事する従業者及びその員数
 - イ 指定介護老人福祉施設等に係る居室又は病室の床面積
 - ウ 指定介護老人福祉施設等の運営に関する事項であって、入所又は入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 指定介護老人福祉施設等の入所定員に係る基準の条例委任《改正法により改正》
- (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって市町村の条例で定める数とすること。(法第78条の2第1項関係)
 - (2) 指定介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって指定権者の条例で定める数とすること。(法第86条第1項関係)
- 4 市町村介護保険事業計画等の記載事項の努力義務化等《改正法により改正》
- (1) 市町村介護保険事業計画の記載事項のうち「日常生活圏域における各年度の認知症対応型共同生活介護等に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み」及び「各年度における地域支援事業の量の見込み」以外の事項の記載については、努力義務とすること。努力義務化された計画記載事項を定め、又は変更しようとする際の、都道府県への事前の意見聴取を廃止すること。(法第117条第2項、第3項及び第9項関係)
 - (2) 都道府県介護保険事業支援計画の記載事項のうち「都道府県知事が定める区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み」以外の事項の記載については、努力義務とすること。(法第118条第2項及び第3項関係)
- 5 大都市特例の創設《改正法により改正》
- (1) 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等、報告命令、立入検査等について、指定都市及び中核市へ移譲すること。これに伴い、1から3までの条例の制定の権限を、都道府県から指定都市及び中核市へ移譲すること。なお、介護専用型特定施設入居者生活介護及び混合型特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者、介護老人保健施設の指定等に際して都道府県知事の同意を要することとすること。(法第203条の2及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項第7号の2関係。具体的な事務等は、政令で定める予定。)
 - (2) 法第203条の2の規定により指定都市及び中核市が処理する介護保険に関する事務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に定めるところによるものとする。 (施行令第51条の3関係)

- (3) 地方自治法施行令第174条の31の4及び第174条の49の11の2に定めるところにより指定都市及び中核市の長が処理することとされた事務は、法第4章第3節及び第4節並びに第5章第2節及び第4節から第6節までの規定により、都道府県知事が処理することとされている事務（連絡調整又は援助に関するものを除く。）とすること。（地方自治法施行令第174条の31の4及び第174条の49の11の2関係）

二 老人福祉法の一部改正

※ 1については、平成24年4月1日から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準は、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が置かれている。

1 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備・運営基準の条例委任《地域の自主性及び自立性を高めるための改革整備法により改正》

- (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任すること。

条例を定めるに当たっては、アからウまでの事項は厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、エの事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものとする。（老人福祉法第17条関係）

ア 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

イ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

エ 養護老人ホームの入所定員

- (2) 「参酌すべき基準」とされている特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの居室定員について、「4人以下」を「1人」に改めること。（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第11条第4項第1号イ、第55条第4項第1号イ関係）

2 市町村老人福祉計画等の記載事項の努力義務化等《改正法により改正》

- (1) 市町村老人福祉計画の記載事項のうち「老人福祉事業の量の確保のための方策」の記載については、努力義務とすること。努力義務化された計画記載事項を定め、又は変更しようとする際の、都道府県への事前の意見聴取を廃止すること。市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定を、努力義務規定とすること。（老人福祉法第20条の8第2項、第3項、第6項及び第9項関係）

- (2) 都道府県老人福祉計画の記載事項のうち、「都道府県が定める区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標」以外の事項の記載については、努力義務とすること。（老人福祉法第20条の9第2項及び第3項関係）

3 大都市特例の拡充

都道府県知事が処理している有料老人ホーム設置の届出の受理、報告の徴収及び立入検査並びに改善命令について、指定都市及び中核市へ移譲すること。(地方自治法施行令第174条の31の2及び第174条の49の10関係)